河南町建設工事請負業者選定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下単に「工事」という。)の一般競争入札に参加することができる建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者及びこれらの者で構成する共同企業体をいう。以下同じ。)の要件並びに指名競争入札及び随意契約を行う場合の建設業者の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 審査要綱 河南町入札参加業者資格審査要綱 (平成21年河南町告示第 号) をいう。
 - (2) 町内業者 審査要綱第2条第6号に規定する者をいう。
 - (3) 町内本店業者 審査要綱第2条第7号に規定する者をいう。
 - (4) 有資格業者 審査要綱第2条第9号に規定する有資格業者をいう。 (業者の選定基準等)
- 第3条 指名競争入札及び随意契約の場合における業者の選定は、工事の予定価格に 応じ、別表1の工事種別及び発注基準額に対応する等級区分に格付けされている有 資格業者のうちからそれぞれ行うものとする。ただし、工事の執行上必要があると きは、当該等級建設工事の直近上位等級に格付けされた有資格業者の中から選定す ることができるものとする。
- 2 一般競争入札の場合における入札参加資格は、工事の予定価格に応じ、別表1の 工事種別及び発注基準額に対応する等級評点を有する有資格業者とする。ただし、 工事の執行上必要があるときは、当該等級建設工事の直近上位等級評点を有する有 資格業者とすることができるものとする。
- 3 A等級に該当する工事において、工事の執行上必要があるときは、前2項の規定にかかわらず、等級Bに格付けされた有資格業者又は等級Bに対応する等級評点を有する有資格業者とすることができる。ただし、当該工事の予定価格が別表2の発注基準額であるときに限る。

- 4 前3項の規定にかかわらず、町内業者による業者の選定基準は、別に定めるものとする。
- 5 配給水管工事の工事種別は水道施設工事とし、法に規定する土木一式工事の許可 を有する大阪広域水道企業団河南水道事業指定給水装置工事事業者から選定する ものとする。
- 6 法別表第1の上欄に掲げる建設工事のうち、土木一式工事及び建築一式工事を除いた工事について第1項から第4項の規定に基づく選定が困難なときは、それぞれの工事種別に格付け又は等級評点を有する有資格業者とすることができるものとする。
- 7 次の各号に掲げる工事のうち特別な事由のある場合については、前6項の規定に よらないことができる。
 - (1) 特殊な機械又は技術を必要とする工事
 - (2) 災害時における応急復旧工事
 - (3) その他町長が特殊な事情がある場合と認める工事

(業者の選定)

第4条 競争入札における業者の選定は、河南町入札参加業者資格審査会で行い、 町長が決定する。

(業者選定における留意事項)

- 第5条 業者の選定にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。
 - (1) 当該工事に対する建設業の許可の内容
 - (2) 不誠実な行為の有無
 - (3) 当該工事に対する地理的条件
 - (4) 当該工事に対する施行能力
 - (5) 町発注建設工事の履行状況及び工事成績
 - (6) 手持工事の状況
 - (7) 工事経歴
 - (8) 社会的及び経済的信用度
 - (9) 安全管理の状況
 - (10) 労働福祉の状況

(業務委託等の場合の措置)

- 第6条 地質調査、測量、設計監理等及び物品買入等の業者の選定については、別に 定めるものを除くほか第4条及び第5条の規定を準用する。
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、業者の選定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に既に有資格業者名簿に登載されている有資格業者を対象とする業者の選定については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日から平成32年3月31日までに限り、この要綱による第3条第5項の改正規定中「水道施設工事」を「管工事又は水道施設工事」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

工事種別	等級	等級評点	発 注 基 準 額(税込)
	A	1281 以上	150,000 千円以上
法別表第1に掲げ	В	991~1280	75,000 千円以上 150,000 千円未満
る建設工事で建築 一式工事を除いた	С	691~990	30,000 千円以上 75,000 千円未満
もの	D	611~690	5,000 千円以上 30,000 千円未満
	Е	610 以下	5,000 千円未満
建築一式工事	А	1331 以上	400,000 千円以上
	В	951~1330	200,000 千円以上 400,000 千円未満
	С	691~950	30,000 千円以上 200,000 千円未満
	D	611~690	5,000 千円以上 30,000 千円未満
	Е	610 以下	5,000 千円未満

別表 2

工事種別	発注基準額 (税込)
土木一式工事	3億円以下
建築一式工事	8億円以下
電気工事	2億円以下
ほ装工事	3億円以下
造園工事	2億円以下
その他の建設工事	2億円以下